

明日香村新庁舎建設基本構想（素案）

「コンシェルジュ役場」づくりへ向けた取組

明日香村は、第4次総合計画において村の将来像を右のように定め、その実現に向けて「まるごと博物館構想」の推進を戦略的施策として位置付けています。

明日香村の将来像

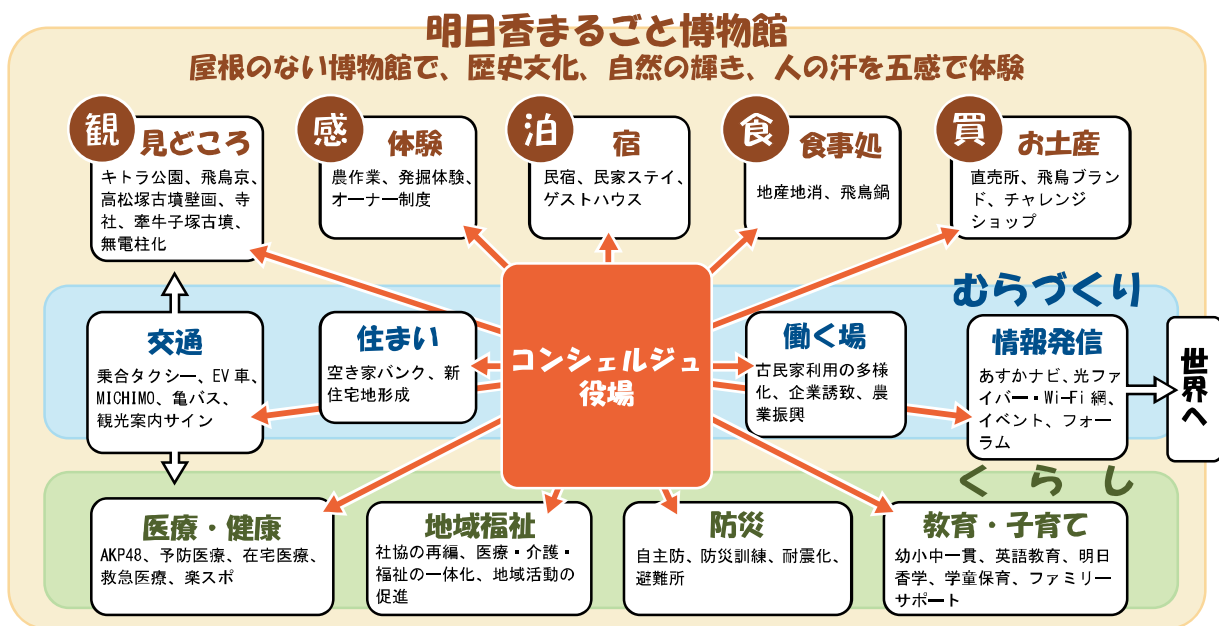
古都の風格を育み、住む喜びと新たな魅力を創造する
～明日香を「感じ」「知り」「守り」「育てる」むらづくり～

「まるごと博物館構想」とは？

世界に誇る「文化財」、明日香法や村民の努力により守られてきた「景観」、それらを支えてきた「農」、これらすべてを経済活動の活性化につなげることのできる「交流産業」という村の魅力のすべてを活かし、明日香村に住むことに喜びと誇りを感じ、訪れる人に「来てよかった」「住んでみたい」と感じてもらえる村づくりへの取組です。

「明日香まるごと博物館」における役場の役割

ほぼ全域に文化財が眠る明日香村は、既に村全体がフィールドミュージアムといえます。古代から受け継がれてきた美しい景観や現在ここに暮らす人々の日々の生活が明日香村の魅力であり、「明日香まるごと博物館」の主役です。役場は、「文化財」「景観」「農」「交流産業」などの明日香村が持つポテンシャルを相互につなぎ、それらを最大限に活かす役割を担います。



コンシェルジュ役場とは？ ホテルの宿泊客の様々な相談や要望に応えるコンシェルジュのように、「まるごと博物館」の人と場所・人と人をつなぐという意味で「コンシェルジュ役場」を目指します。

「コンシェルジュ役場」としての庁舎整備の基本理念

現庁舎は老朽化等により再整備が必要な時期を迎えています。庁舎再整備を、後述の現庁舎がもつ様々な課題の改善だけにとどまらず、「明日香まるごと博物館構想」を推進するための「コンシェルジュ役場」づくりへ向けた取組と位置付けます。庁舎再整備の基本理念を以下の通り設定します。

- 1 住民の学び・憩い・交流の場となる庁舎
- 2 古都の文化の発信拠点となる庁舎
- 3 古都の風格をもつ明日香の景観にふさわしい庁舎
- 4 子育てや高齢者など、村民にとって使いやすい庁舎
- 5 住民サービスの向上が図られ、効率的な行政運営が行える庁舎
- 6 開かれた議会活動を推進する庁舎
- 7 安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

新庁舎の必要機能

明日香の景観にふさわしい庁舎

屋根や壁の色や形態、1棟の大きさへの配慮など、村の景観に調和した庁舎をつくります。

基本的な行政機能の充実

庁舎の狭あい化、庁舎の分散による不便や非効率を改善し、効率的な住民サービスが行える庁舎をつくります。

住民サービスの向上のための整備	・出来るだけ移動が少なく手続き等が行える配置 ・プライバシーに配慮した相談スペースの設置 ・ゆったりした待合スペースの確保 ・十分な駐車台数の確保
効率的な庁舎利用のための整備	・会議室不足の解消 ・効率的な収納スペースの確保 ・レイアウト変更に対応可能な事務スペース
透明性の高い議会活動のための整備	・傍聴席や放送設備の充実
防災拠点機能強化のための整備	・災害本部長室、災害対策本部室の設置 ・備蓄、緊急時代替エネルギーの確保

建物機能の整備

これからの庁舎が必要とする基本的な建物機能を整備し、住民にとって使いやすい庁舎をつくります。

すべての人が使いやすい施設整備	・分かりやすい誘導標識の設置 ・誰にとっても使いやすい多目的トイレの整備 ・エレベータの設置等による移動経路の整備
環境負荷低減に配慮した整備	・高効率な設備機器による省エネルギー化及び管理費用縮減 ・構内緑化の推進 ・県産木材等を活用した施設整備 ・建物の長寿命化と維持管理を考慮した施設整備
セキュリティ向上のための整備	・不審者等の侵入防止対策の充実 ・情報セキュリティ対策の充実

活性化に向けた新たな機能の導入

住民が日常的に利用できる「学び・憩い・交流」のためのスペース、古都の文化の発信拠点としての情報発信スペース等の新たな機能を導入します。

新たに導入する機能が既にある役場機能と一体に融合して「コンシェルジュ役場」となります。様々なかたちで住民の活動を支援し、また訪れる人々に明日香村の魅力を一層深く感じてもらうことを目指します。

現庁舎の現状と課題

歴史的風土や景観に相応しくない意匠・形態の現庁舎



現庁舎の全景 フラットな屋根の形態、コンクリート打放しの外壁、バルコニー、階数（西庁舎は3階建て）が、明日香村の景観基準に適合していない

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、明日香法（昭和55年）などにより、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存に取り組んでいます。しかし、明日香法が制定される以前の昭和37年～45年に建築された現庁舎は、歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠の建築物であり予ねてから改善が求められています。

現庁舎は、このほかにも以下にあげる問題を持っています。

庁舎の老朽化

現庁舎は増築を重ねて4棟の建物で構成されており、各棟は建築後45～54年を経過しています。老朽化による構造体のひび割れ、雨漏り、天井・壁仕上げの破損などが見られるほか、設備の不具合が多く、日常の利用に支障が生じています。



本庁舎屋上 通信設備機器や配管が前面を覆い、景観阻害要因になっている。

耐震性の不備

現庁舎は耐震性が不足しており、そのままでは震災発生時に防災拠点としての役割を果たせない可能性があります。熊本地震では役場や病院などの防災拠点自体が損壊し、使用不可能となるケースが出ました。耐震補強した場合、施設の狭隘化を促進させたり、執務スペースの通風や採光の低下、建物の美観を損ねることが懸念されます。また、本庁舎は建築後54年経過しているため、耐震補強及び大規模改修した後の使用期間は25年程度となります。

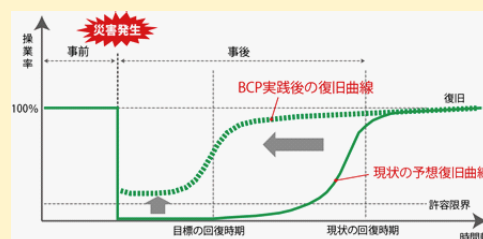
本庁舎のIs値 0.28

西庁舎のIs値 0.4

建物の耐震性は、構造体の強度、建物形状、建築後の経年等の指標から求められるIs値（構造耐震指標）がIs0（構造耐震指標）以上であるかによって判定します。地震発生時に防災拠点である庁舎のIs0（構造耐震指標）は0.75です。

防災拠点としての機能の不備

役場庁舎は災害時に指揮・情報伝達等を行う対策拠点として機能しなければならない施設です。そのため、災害の被害を受けにくい場所に被害を受けにくい建物を設置する必要があります。しかし現庁舎は防災拠点に必要な耐震性が不足しています。また、被災後の対策本部機能、備蓄機能、事業継続するための電気、通信、上下水道、ガス等の自立対策も十分ではなく、これらの課題への対応は急務です。



BCP（事業継続計画）のイメージ
災害時にインフラが途絶えたときの代替エネルギーの導入等についても検討する必要があります。

庁舎の分散による住民サービスの低下

現在は、教育文化課は中央公民館、文化財課は中央公民館分館、健康づくり課は健康福祉センターに事務スペースを置いています。住民サービス及び執務効率の向上のためには集約化を基本とした事務スペースの配置検討が必要となっています。



庁舎の狭あい化による執務効率の低下

窓口部分は一部を除いて待ち合いスペースがなく、幅の狭い廊下に待ち合い席が設置されているため、通り抜けがしづらくなっています。相談室や会議室等も慢性的に不足しており、倉庫に納まりきらない書類等は、別施設も含め空きスペースに分散して保管しています。狭あい化によって来庁する住民・職員の双方に支障が生じています。



バリアフリー対策の不備

体が不自由な方、高齢者、妊婦や子ども連れの人々が社会生活をしていく上で障害となるものを除去する（バリアフリー）とともに、あらゆる人々に対して新しい障害をつくらない考え方（ユニバーサルデザイン）が常識となり、庁舎建物にもこれが求められます。しかし、現庁舎はエレベーターが不便である、多目的トイレが無い、各所に床段差がある等、「すべての人が使いやすい施設」であるためには改善しなければならない問題点が多くあります。



今後の方向性

景観上の改善に加え、老朽化・耐震性の不足・狭隘化・庁舎の分散・バリアフリー対策の不備・防災拠点としての機能の不備等への対応は、いずれも本村にとって喫緊の課題です。また、「村の魅力を高め、交流人口・定住人口の増加と地域経済を活性化」を目指し、「村民が心から住む喜びと誇りを感じられる村づくりを進める」ためには新庁舎の移転新築が最も有効な方法と考えられます。そのための事業費は財政面で大きな負担となりますが、今後の計画策定において庁舎規模のコンパクト化や事業手法の工夫を検討し、可能な限り事業費を削減することとします。

『現庁舎の大規模改修』の場合

- ・敷地面積が小さく、新たな機能が付加できない。
- ・庁舎の狭あい化が改善できない。
- ・庁舎の分散化を改善できない。
- ・ユニバーサルデザインへの対応には限界がある。
- ・耐震補強により執務スペースの使い勝手に制約が生じ、通風や採光が低下する。
- ・庁舎の使用年数は改修後25年程度。
- ・外観を大きく変えることができない。

『現敷地に新築』の場合

- ・敷地面積が小さい。
- ・庁舎の狭あい化・分散の改善は難しい。
- ・ユニバーサルデザインへの対応はある程度改善できる。
- ・駐車場の不足は改善できない。
- ・村民交流・協働機能等の新たな機能の導入は難しい。
- ・本庁舎が飛鳥京の遺跡の一部の可能性はある。
- ・建替えに伴う仮設庁舎が必要。

『移転新築』の場合

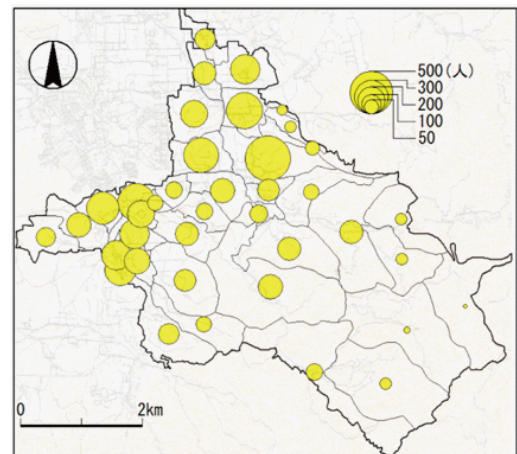
- ・庁舎の狭あい化・分散を改善できる。
- ・ユニバーサルデザインへの対応が改善できる。
- ・駐車場不足を改善できる。
- ・村民交流・協働機能等の新たな機能の導入が可能。
- ・新たな敷地取得が必要。

新庁舎の建築場所

新庁舎の建築場所は右の条件から「コンシェルジュ役場」の役割や災害時の防災拠点機能を発揮しやすい位置とします。

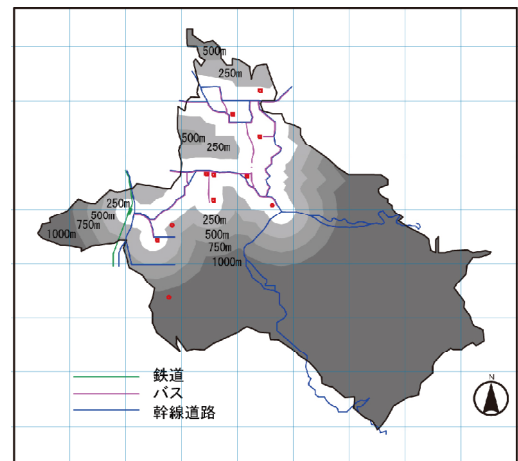
新庁舎の建築場所の条件

- ・住民が立ち寄りやすいエリア
- ・公共施設の集約化による村のコミュニティの核の強化に寄与するエリア
- ・来村者へ向けた情報発信拠点化に有効なエリア

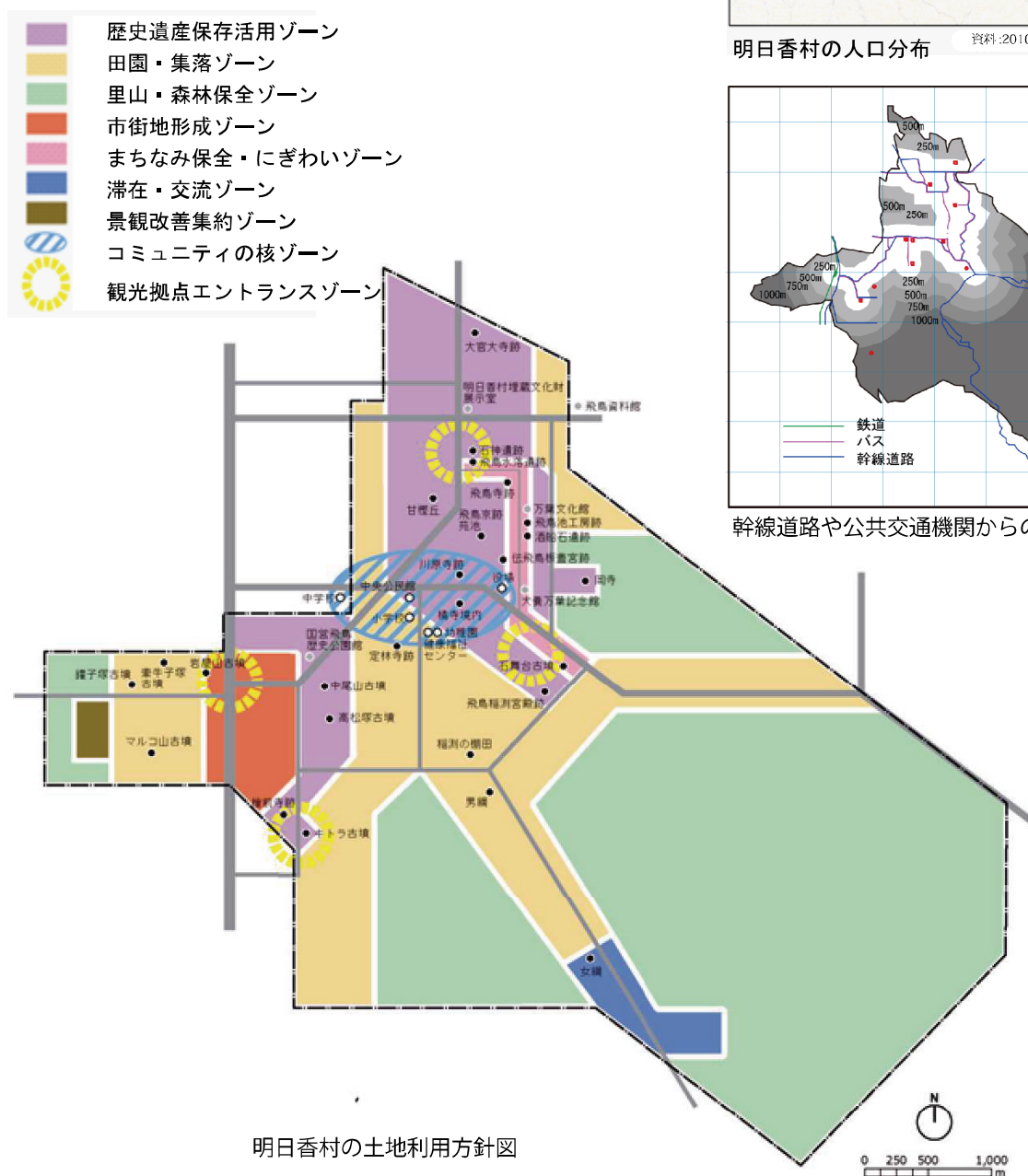


明日香村の人口分布

資料：2010年（平成22年）国勢調査



幹線道路や公共交通機関からの距離



明日香村の土地利用方針図

立地の特性

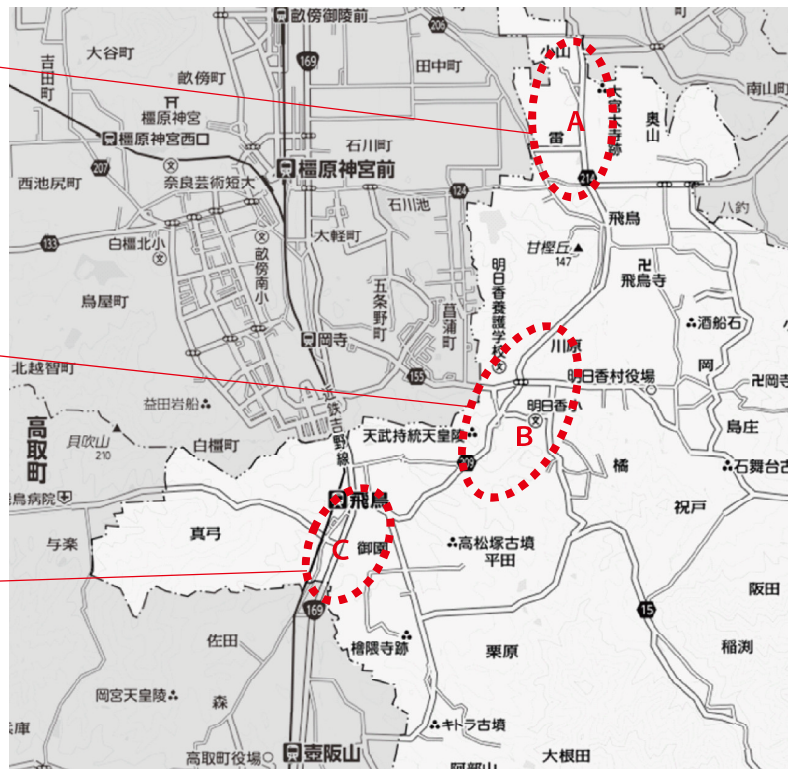
- ・近鉄橿原神宮前駅に近い
- ・国道169号線からのアクセスが良い
- ・閑静な場所
- ・他の公共施設との距離が遠い
- ・第1種歴史的風土保存地区に面している

立地の特性

- ・村のほぼ中心部
- ・他の公共施設との距離が近い
- ・閑静な場所

立地の特性

- ・近鉄飛鳥駅に近い
- ・国道169号線に接している
- ・他の公共施設との距離が遠い
- ・村で商業施設が建てられる限られた地域



建築場所の条件から検討した3つのエリア

Bを新庁舎の建築エリアとし、候補地を検討していきます。

新庁舎の規模

総務省が示す標準面積、他町村の職員数・人口に対する庁舎面積を比較検討した結果、新庁舎の規模は延べ床面積 3,500 m²程度と設定します。

事業費

新庁舎の移転新築に係る事業費は約 20 億円程度必要となります。
(今後の計画策定における、建築場所や意匠形態、機能の追加により、事業費が変更となる可能性があります)

事業スケジュール

基本構想	平成 28 年度
基本計画	平成 29 年度
用地取得・埋蔵文化財調査	平成 30 年度
基本・実施設計	平成 30 ～ 31 年度
造成・建設工事	平成 32 ～ 33 年度
新庁舎使用開始	平成 34 年度～

(今後の計画変更等により、スケジュールが変更となる可能性があります。)